みどり市都市公園・憩いの交流広場
イベント利用等の手引き

～行為許可申請の方法・許可基準～



みどり市グリーンパーク



はねたき広場

令和８年11月
みどり市都市計画課

«目　次»

1.はじめに ～市民の皆様へ～　・・・2

2.手続きの流れ　・・・3

3.許可申請が必要な行為　・・・4

4.申請時に必要な書類　・・・5

5.その他必要な手続き　・・・6

6.使用料　・・・6

7.許可の基準　・・・7

8.相談及び書類提出窓口　・・・10

9.受付期間　・・・10

10.様式一覧　・・・11

11.その他　・・・11

12.記入例　・・・12

１．はじめに ～市民の皆様へ～

みどり市の都市公園は、緑とオープンスペースを提供し、景観・レクリエーション・環境保全・防災・健康増進など多様な役割を担っています。また、憩いの交流広場は、地域の方々の交流を深め、活気あるコミュニティを育む場として活用されています。

近年は、地域活性化や都市の魅力向上のため、イベント等での積極的な利活用が期待されています。

公園・広場は原則自由に利用できますが、イベント等で一時的に独占的な利用をする場合は、他の利用者や周辺住民への影響を考慮し、事前に市の許可が必要となります。

この手引きは、許可が必要な行為や手続きについて、市民の皆様に分かりやすくまとめたものです。

公園・広場をより良く活用し、みどり市の公園・広場が皆様に愛される場となることを願っています。

2. 手続きの流れ

1．事前相談

・イベント内容や目的について、公園・広場を管理する担当課へご相談ください。
※相談窓口は10ページをご確認ください。

・公園の空き状況等もご確認いただけます。

2．申請手続き（原則として実施日の1か月前まで）

・申請書類を提出してください。（2部必要　正・副）
（例：都市公園利用許可申請書、都市公園占用許可申請書、配置図、企画書など）
※提出先は10ページをご確認ください。
※必要に応じて、その他関係機関との協議

3．受付・審査

・市より許可書と使用料納付書を交付します。※1
副本もお渡しいたします。

・許可後にイベント告知や参加者募集を行ってください。

4．イベント当日

・許可書を必ず携帯し、許可条件を遵守してください。



5．後片付け・原状回復

・貸与物品の返却、ごみの回収、原状回復をお願いします。

※1 使用料

使用料は、使用料納付書の期限内にお支払いください。

3．許可申請が必要な行為



都市公園・憩いの交流広場は、原則誰もが自由に利用できます。

ただし、以下の行為を行う場合、**許可**が必要になります。

（みどり市都市公園条例第7条）

（みどり市憩いの交流広場条例第3条）

◆許可が必要な行為

・行商、募金その他これらに類する行為
・業として写真や映画を撮影する行為
・興行（コンサート、演劇、映画会等）
・競技会、展示会、博覧会、集会等で公園の全部または一部を独占して利用する行為

＜事例＞
・ステージや仮設工作物を設置するイベント
・キッチンカーやテントでの販売
・商業撮影（CM、雑誌、前撮り等）

◆許可不要な行為の例

・ランニング
・ピクニック
・個人の一般的な撮影など
・犬の散歩
※公園・広場内での散歩は必ずリードに繋いでください。
※みどりドッグパーク内の指定エリアではリードを外すことが可能です。

４．申請時に必要な書類

施設区分	対象となる施設名
都市公園	みどり市グリーンパーク、かどや公園 高津戸公園
憩いの交流広場	はねたき広場、みどりドッグパーク

（１）都市公園で仮設工作物を設置しない場合

番号	必要な書類	チェック
1	都市公園利用許可申請書（様式第1号）	□
2	行為区域図（任意様式）	□
3	イベント企画書（任意様式）	□

（２）都市公園で仮設工作物を設置する場合

番号	必要な書類	チェック
1	都市公園占用許可申請書（様式第5号）	□
2	占用物件配置図（任意様式）	□
3	イベント企画書（任意様式）	□

（３）憩いの交流広場の場合

番号	必要な書類	チェック
1	憩いの交流広場内行為許可申請書（様式第1号）	□
2	行為区域図（任意様式）	□
3	イベント企画書（任意様式）	□

※イベント企画書記載例：

- 開催日時（準備及び片付けを含む）
- イベントの目的及び内容
- 参加者数の見込み
- 物品販売の有無及び内容
- 周辺交通対策（必要に応じて）

5．その他必要な手続き

・飲食物の提供や火気使用がある場合は、保健所や消防等関係機関と協議・許可が必要です。
・大規模イベントの場合、周辺住民への事前周知や交通対策もご配慮ください。

6．使用料

みどり市都市公園条例 別表（第14条関係）、みどり市憩いの交流広場条例 別表（第5条関係）に基づき、使用料が必要です。

区分	単位	金額
行商、募金等	1㎡・1日	600円
業としての写真撮影	1日	1,000円
業としての映画撮影	1日	3,000円
興行	1㎡・1日	20円
競技会・展示会等	1㎡・1日	10円

※都市公園での利用期間が3ヶ月を超える場合には、初期分は利用許可の際に支払う必要がある。次期以降に関しては、各期始めである4月・7月・10月・1月のいずれかで支払ってください。

※公園に関する問い合わせは10ページ管理者の各課にご連絡ください。

※条例に関する問い合わせは10ページ都市計画課までご連絡ください。

7．許可の基準

・公園、広場の設置目的に反しないこと
・公衆の公園、広場利用に支障を及ぼさないこと
・公共の福祉を害しないこと
・その他管理上支障がないこと

《1》販売を行いたい（行商）	《２》募金活動をしたい
《３》コンサートを開催したい（興行）	《４》イベントを開催したい

《1》販売を行いたい（行商）

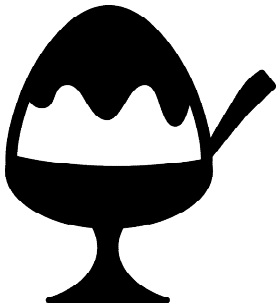
下記のような形態であれば、公園・広場内で飲食物や物品の販売をすることができます。

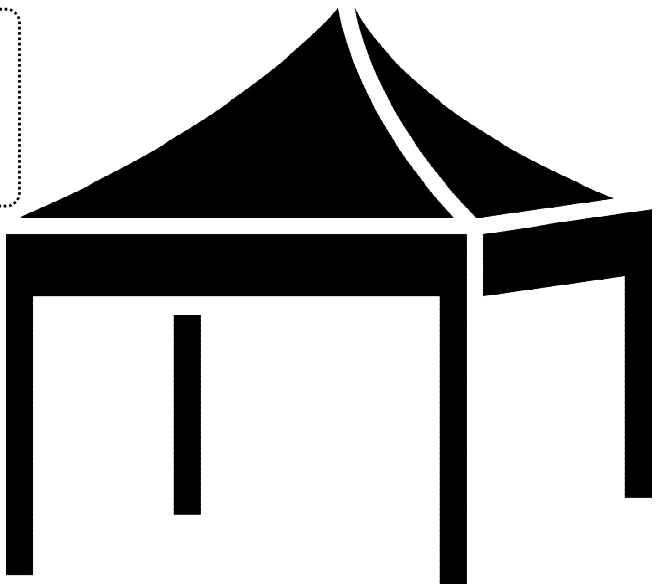
タープテントやキッチンカー、リアカー等による販売。
イベントに付随して行う販売。

許可の基準

・内容等が公園（広場）内での行為としてふさわしいものであること
・他の公園（広場）利用者の支障にならない場所で行うこと
・執拗な声かけや宣伝活動を行わないこと

«行商の事例»
・キッチンカーの出店
・タープテントでのかき氷等販売
・簡易テーブルで弁当販売など





《2》募金活動をしたい

公共の福祉に資することを目的としたものであれば、公園・広場内で募金活動を行うことができます。

許可の基準

・趣旨や内容が公の施設での行為として適当であること
・公園（広場）管理者が許可した場所で行うこと
・執拗な声かけや宣伝活動を行わないこと

«募金活動の事例»
・被災地への支援を目的とした募金活動
・日本赤十字社による献血活動

《3》コンサートを開催したい（興行）

興行とは、観客から入場料金を取って、演劇・音楽会・コンサート・映画鑑賞等を行う行為

許可の基準

・実施主体は原則として個人でないこと
・観客の安全を確保するための対策を徹底すること
・騒音が周辺住民の迷惑になる可能性のあるものについては、事前に音量の測定を行うこと
・大規模な興行で混雑が予想される場合は、周辺住民への事前周知や交通対策等を実施すること

«興行の事例»
・サーカス
・ナイトシアター
・演劇鑑賞会
・音楽フェスなど



《4》イベントを開催したい

公園・広場内でイベントを開催する場合は、イベントの趣旨や目的が地域の活性化や、公園（広場）利用者の教養の向上につながるなど、公園・広場利用者や近隣から愛される催しとなるよう工夫をお願いいたします。

イベント企画書

許可申請書に添付するイベント企画書の作成については、実施日の1 ヶ月前までに、公園（広場）管理者と内容の打合せをお願いします。

①開催日時
・開催日、準備と後片付け日を含めて記入
・雨天時の対応を記載
②イベントの目的及び内容
③参加者数の見込み
④物品販売の有無（有の場合はその内容まで）
⑤周辺交通対策
開催に伴い、園内駐車場や周辺道路に影響を及ぼす可能性がある場合はその予防策と苦情対応を記載してください。

※イベント開催を原因として発生た事故等への対応策、保険へ加入するなど、主催者側で責任を取れるよう体制確保をお願いします。

«イベントの事例»
・サッカー競技大会
・ウォーキングやランニングの大会
・ボランティア活動など



８．相談及び書類提出窓口



イベント等で都市公園・憩いの交流広場を利用する際は、公園・広場ごとに管理者が異なりますので、以下の管理者へ事前にご相談ください。その後、書類提出をお願いいたします。

公園・広場	管理者	住所	連絡先
みどり市グリーンパーク【都】	スポーツ振興課	みどり市大間々町大間々1511番地	0277-46-9068
かどや公園【都】 高津戸公園【都】 はねたき広場【憩】	建設課	みどり市笠懸町阿左美1912番地1	0277-76-1904
みどりドッグパーク【憩】	農林課	みどり市笠懸町阿左美1912番地1	0277-76-1937

※【都】都市公園　【憩】憩いの交流広場

その他	管理者	住所	連絡先
条例に関する問い合わせ	都市計画課	みどり市笠懸町阿左美1912番地1	0277-76-1903

９．受付期間



・許可申請書は、原則、行為実施日の１か月前までに**各管理者に提出**してください。

・大規模イベント等で準備に時間がかかる場合は、早めに各管理者へご相談ください。

受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで
（土日祝祭日、年末年始を除く）

許可審査：１か月程度かかる場合があります。

10. 様式一覧

・都市公園利用許可申請書（様式第1号）

・都市公園占用許可申請書（様式第5号）

・憩いの交流広場内行為許可申請（様式第1号）

・イベント企画書（任意様式）

・区画図又は配置図（任意様式）

※様式はみどり市ホームページからダウンロードできます。

申請書類は、正副２部提出してください。

11. その他

・みどり市グリーンパーク内のサッカー場やパークステーション等をご利用の方は、下記QRコードからご確認ください。（みどり市グリーンパーク利用の手引き）

・みどりドッグパークをご利用の方は、事前登録が必要です。下記QRコードからご確認ください。（みどりドッグパーク利用規約）

グリーンパーク

ドッグパーク

１２．記入例

様式第1号(第2条関係)

都市公園利用許可申請書

令和８年　４月　１日

みどり市長　須藤　昭男　様

申請者　住所　みどり市笠懸町鹿２９５２
氏名　みどり　太郎　㊞
電話　0277-76-2111

次のとおり許可を受けたいので、みどり市都市公園条例施行規則第2条の規定により申請します。

公園名	みどり市グリーンパーク
目的及び行為	行商、キッチンカーの出店
期間	令和８年　４月１５日から令和８年　４月１５日まで　１日間 午　前後　１０時から　午　前後　３時まで　５時間
場所、面積及び施設	にぎわい広場、10㎡（申請面積）、キッチンカー
入場料及びこれに類する金銭徴収の有無	・無料　・有料(　円)
使用料	6,000　円

指示事項

(注)　申請書は、2部提出してください。
申請内容を説明する図面等を添付してください。

記入例

様式第5号(第4条関係)

都市公園占用許可申請書

令和８年　４月　１日

みどり市長　須藤　昭男　様

申請者　住所　みどり市笠懸町鹿２９５２
氏名　みどり　太郎　㊞
電話　0277-76-2111

次のとおり許可を受けたいので、みどり市都市公園条例施行規則第4条の規定により申請します。

公園名 みどり市グリーンパーク	目的 興行、コンサート
期間 令和８年５月　１日から 令和８年５月３１日まで　年　１月間	占用する場所 イベント広場
占用する面積 1,000　㎡	占用物件等の構造 仮設ステージ、客席
管理の方法 安全管理体制の構築　等	工事実施の方法 組立、施工
工事の着手及び完了の時期 令和８年　５月　１日から 令和８年　５月　７日まで	復旧の方法 撤去、後片付け
使用料 620,000　円	添付書類 仮設ステージ図面、イベント企画書 安全管理点検チェック表　等
その他	

指示事項

(注)　申請書は、2部提出してください。
　　申請内容を説明する図面等を添付してください。

記入例

様式第1号(規格 A4)(第2条関係)

みどり市憩いの交流広場内行為許可申請書

令和８年　４月　１日

みどり市長　須藤　昭男　様

住　所　みどり市笠懸町鹿２９５２
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏　名　みどり　太郎　㊞
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
(法人の場合の事務担当者)
電　話　0277-76-2111

みどり市憩いの交流広場条例施行規則第２条第１項の規定により、下記のとおり広場内の行為の許可を受けたいので申請します。

記

広場の名称	はねたき広場
行為を行う場所	多目的広場 (広さ　１０　平方メートル)
行為の目的	行商
行為の内容	キッチンカーの出店
行為の期間	令和８年　４月　１５日　１０時　００分から 令和８年　４月　１５日　１５時　００分まで
添付書類	キッチンカーの出店位置図 イベント企画書
備考	